

葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和7年10月9日

葉山町長

山梨 崇仁

葉山町条例第18号

葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定)

第2条 町長は、法第16条の規定に基づき、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場、マンホールポンプ及び圧送管（葉山中継ポンプ場から葉山浄化センターに汚水を圧送する管路をいう。）（以下「対象施設」という。）の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定するものとする。

(選定事業者の選定の手続)

第3条 町長は、対象施設に係る選定事業者として選定されようとする民間事業者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に応じて対象施設に係る選定事業者として選定されようとする民間事業者は、町長の定めるところにより、対象施設の運営等に関する提案書その他書類（以下「提案書等」という。）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による提案書等の提出があったときは、次に掲げる基準に照らして当該提案書等の内容を審査し、対象施設に係る選定事業者を選定するものとする。

- (1) 対象施設の運営等に関する提案が、当該運営等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 前号の提案に沿った運営等を安定して行う人員、資産その他の経営能力及び技術的能力が公共施設等運営権の存続期間を通じて確保されていること又は確保できる見込みがあること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、民間事業者の有する技術、経営資源及び創意工夫等により対象施設が常に良好な状態において維持管理され、経済的価値を十分に発揮するよう効率的に運営等が行われるために必要と町長が認めるものであること。

(運営等の基準)

第4条 第2条の規定により町長が対象施設の運営等に係る公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、民間事業者の有する技術、経営資源及び創意工夫等により対象施設を常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するように効率的に運営等を行わなければならない。

2 公共施設等運営権者は、対象施設の運営等に際しては、葉山町下水道条例（平成10年葉山町条例第24号。以下「下水道条例」という。）その他の葉山町における公共下水道の管理等に関する規定に従わなければならない。

(業務の範囲)

第5条 公共施設等運営権者は、対象施設の運営等に関し、次に掲げる業務を行う。ただし、町長のみの権限に属する事務に係る業務を除く。

- (1) 対象施設の経営に関する業務
- (2) 対象施設の各種計画に係る支援に関する業務
- (3) 対象施設の維持管理及び改築に係る企画、調整及び実施に関する業務
- (4) 多分野連携又は広域連携などに関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(利用料金)

第6条 利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、下水道条例に定める使用料の額に規則で定める割合を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合における同条例第15条、第15条の2及び第17条の規定の適用については「使用料」とあるのは「利用料金」とし、同条例第15条の表の規定の適用については「基本料金」とあるのは「基本使用分」と、「超過料金」とあるのは「従量使用分」とする。

2 下水道条例第14条の規定は、利用料金の徴収方法について準用する。

(利用料金の減免)

第7条 公共施設等運営権者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第8条 公共施設等運営権者は、公共施設等運営権の存続期間が満了したとき又は法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消され、若しくはその行使の停止を命じられたとき若しくは同条第4項の規定により公共施設等運営権が消滅したときは、その運営等を行わなくなった対象施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第9条 公共施設等運営権者は、その運営等を行う対象施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について町長が定める額を賠償しなければならない。

(秘密保持の義務)

第10条 公共施設等運営権者の役員等若しくは対象施設の運営等の業務に従事している者又はこれらの者であったものは、対象施設の運営等に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は対象施設の運営等以外の目的に利用してはならない。

(公共施設等運営権の取消し等の場合における町の運営)

第11条 対象施設において、法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき又は第3条第2項の規定による提案書等の提出がなかったとき若しくは同条第3項の規定による審査の結果、対象施設に係る選定事業者となるべき適当な者がいなかったときは、第2条の規定にかかわらず、町長が必要と認める間、自ら対象施設の運営等を行うことができる。

2 前項の規定により町長が運営等を行うこととした対象施設において、公共施設等運営権者が利用料金を徴収していた場合においては、当該徴収していた利用料金の額を下水道条例第14条の規定に基づく使用料として徴収する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条及び第4条の規定による選定事業者の選定の手続その他の行為並びに第2条の規定による公共施設等運営権の設定その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第6条、第7条及び次項の規定による改正後の葉山町下水道条例第15条の4の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き継続する公共下水道の使用に係る使用料及び利用料金であって、施行日以後初めて使用料及び利用料金の支払を受ける権利が確定するものの額については、各日の汚水の排出量を均等とみなし、日割りで算定するものとする。

(葉山町下水道条例の一部改正)

4 葉山町下水道条例の一部を次のように改正する。

第15条の3の次に次の1条を加える。

(公共施設等運営権を設定した場合の使用料)

第15条の4 町長は、葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和7年葉山町条例第18号。以下「実施方針条例」という。）の規定により公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）を設

定したときは、第 14 条第 1 項に定める使用料（以下「使用料」という。）の額は、第 15 条に基づき算定した金額から、実施方針条例第 6 条に定める利用料金の額（以下「利用料金」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、町長は、利用料金の徴収に関する事務を受託し、使用料の徴収に関する事務と併せてこれを行うことができる。

（葉山町営住宅条例の一部改正）

- 5 葉山町営住宅条例（平成 9 年葉山町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。
第 39 条第 3 号中「使用料」を「使用料等」に改める。